

ご意見ご連絡は下記へどうぞ

北海道熊研究会事務局 北海道野生動物研究所内(Tel. 011-892-1057)

代表 門崎 允昭 e-mail: kadosaki@pop21.odn.ne.jp

事務局長 PETER NICHOLS ピーターニコルス氏

「北海道熊研究会」 Hokkaido Bear Research Association

## [I] 4月16日瀬棚町で発生した熊による人身事故(速報)

① 西和子さん(52歳)は一人で、朝から(時刻不明)、山菜(カクリ)採りに、自動車を出掛けた。昼までに戻らないので、夫(52歳)が警察に通報、夫、警察、消防が捜索した結果、13時45分頃、良瑠石川(イシ)河口から海岸沿い南に、約500m地点にある小沢(沢幅は数m、流水幅はその半分程、兩岸急斜面である)で死体で発見された。② 現場は海岸沿いの道道750号の道路端から、沢を距離50m程上がった地点に、被害者の衣服が散乱し、さらに、その上距離で40m程上がった地点に被害者が倒れていた。

③ 以下は「瀬棚町役場産業振興課課長補佐、八木忠義(ヤギ)氏、51歳の教示」による。被害者は衣服が剥ぎ取られ、ほぼ裸体の状態であった。四肢(手足)の筋部に熊に喰われた事による欠損部があった。長靴が両足とも脱げた状態であった。現場の熊の足跡は一頭分であり、襲った熊は単独個体である。「ハターの見解」は加害熊は3歳程であろう、と言う。

門崎は4月18日この件で、UHBテレビの取材を受け、後でその現場の映像を見たが、それには加害熊の糞があり、青草にトングリの外皮が混じっていた。典型的な穴出後の熊の糞(内容物)である。

### <門崎の見解>

1970年から私が行っている、熊による人身事故の検証調査から、次の事が言い得る。熊が人を襲う動機は3大別される。①2歳の熊が人を戯れの対象として襲う場合。②排除を目的に襲う場合(遭遇、その他幾つかの原因がある)。③喰うことを目的に人を襲う場合もある。今回の事故は正にこれである。

### 「喰うことを目的に人を襲う場合」

①執拗に人を攻撃する、②人を倒したその場で被害者を喰う場合と、熊が安心し得る場所に、被害者を引きずり移動してから食べる場合とがある(いずれも先ず筋肉部を食べ、内臓は後に食べる「家畜・熊同士共食いする場合も同じである」)。③被害者の身体に熊に食べ

られた欠損部が無い場合でも、被害者を襲った現場から、少しでも遺体を移動させていれば人を食べ物と見なしたと解釈できる。④衣服を剥ぎ被害者を裸体に近い状態にした場合も、人を食べ物と見なしたと解釈できる。⑤遺体に喰われた痕や衣服が剥がされた痕が無い場合でも、遺体に丈の長い笹や草や、土が少しでも被せられていれば、人を食べ物と見なしたと解釈できる。

### <山菜採りし得る所は熊の生活地であることを肝に命じる事>

ハンター以外の一般人が、北海道で熊に襲われた人身事故は、1970年以降今日まで、年平均1件である。それも、ホイッスル(百円ショップで売っている)を時々吹きながら歩くことで、不意の出会いでの事故は防げる。極めて稀に熊が襲って来る事があるが、これに対しては反撃以外手立てはない。死んだふりは論外(道庁のパンフレットでは、死んだふりを推奨し、新聞テレビに度々出て来る熊研究者の道職員の間野勉もそれを推奨しているが「私は妄言と言いたい」理由は意識ある状態で、熊に爪や歯で引っ掛かれ齧られていて、それに我慢出来る人間などいない)。熊に襲われて生還するには、鉈を携帯することだ。素手ではどうしようもない。襲われた場合には死にものぐるいで反撃すること。実際に熊に襲われ生還した者は、皆何らかの方法で熊に反撃している(襲われたら反射的にもがき反抗するものだが)。逆に死者は皆素手で熊に対抗し落命している事実を直視することである。熊に人が襲われれば、その熊は殺されているのが実態である。熊がいる可能性が少しでもある場所に行く場合には、自己責任で用意ばんたんの基、入域し、己の不注意、不用意で、自然(熊)に迷惑掛けてならないと言うのが私の主張。

## [ III ] 札幌市への要望

① 熊が出没した場合、如何なる熊が何の為に出没しているのか、的確に見極め殺さない方法で対処されたい。出没する熊には必ず目的がある。

一昨年(2011年)と昨年(2012年)に、南区や西区の住宅地に頻繁に出て来た熊はいずれも満2歳未満の母から自立させられた若熊が、「住宅地が如何なる所か」好奇心で学習に出て来ていたのであった。2歳未満の熊が、人を襲った事例は過去に無い。故に大騒ぎは慎むべきである。

② 「芸術の森の野外美術館」付近に熊が出没したとして、大騒ぎして昨年も幾度か閉園しているが、解決策として、早期に会場を有刺鉄線柵で囲う策をすべきである(国定滝野すずらん公園での事例がある)。

③ 熊が住宅地や耕地に出て来た場合、一時的にその場所に電気柵を設置し、再出を予防する対策を講ずること。

④ 奥山で熊の毛を取り、DNA鑑定するなどの調査は不要で、市民にも熊にも無益な税の無駄遣いであることを、強く指摘したい。(了)